

# 芽室町自治基本条例(原案)に関する意見交換会

日 時 平成18年11月21日(火) 19:00~20:10

場 所 芽室駅前プラザ(めむろーど)2階セミナーホール

参加者 4名

町側出席者 助役・総務部長・企画財政課4名

## 内 容

### 1 説明(企画財政課企画担当主査)

自治基本条例の意義・必要性及び芽室町自治基本条例(原案)について

### 2 意見交換

#### 本条例と町の個別業務の関係について

Q:この条例によってごみの取り締まりや建物の高さなどの規制はできるのか。

A:自治基本条例はまちの憲法と位置付けており、そうした個別条例で整理されているものを束ねる大きな括りとお考え頂きたい。政策や施策を決定するための流れ・仕組みを整備するための条例でもあり、例えばごみのポイ捨て禁止をどのように決めて運用されているか等チェックする意味では活用できるものと思う。

#### パブリックコメントの取り扱いについて

Q:町はパブリックコメントをどのように位置付けているか。提出された意見はどの程度反映されるのか。

A:パブリックコメントはまちづくり参加条例で細かく規定しており、町民が町政に参加する一つの手法。町の仕事の原案などを公開し1か月以上の期間をとって意見を受け付け、頂いた意見の取り扱いは、その対応も含めて全て公表するもの。条例など議会への提案権は町長にあり、頂いた意見を参考にし、重要なものは庁議で審議し決定する。決定した対応については、広報誌やホームページ等で公表する。頂いた意見を取り入れるものもあるが、審議した結果、意見のとおりにならないものもある。いずれにしてもパブリックコメントで頂く意見は、町としては真摯に慎重に検討する。

#### 町政に対して意見を述べる機会について

Q:町民は、何らかの団体に入っていないければ、町に対して意見を述べる機会はないか。

A:審議会等の委員として意見を頂くのも町民参加。パブリックコメントや広報誌、ホットボイス、メール等で意見を出して頂くことも可能であり、団体に加入していなければ意見を言えないということではない。町は、町民の皆さんが意見を述べるための手段をなるべく多く用意することが仕事の一つといえる。

#### 町民意見の効力について

Q:行政として物事を決定する前に、団体から意見を聴くことや特定の人から意見を聴くことがあるだろうが1人2人の意見で決まることにはならないものもある。力のある人の発言で決まるということにはならないと思うが如何か。

A:意見の多さや声の大きい人の意見が必ず通るということはない。町民参加の手法に基づいて広く意見を求め、それを参考として町で決める。意見の多さや声の大きさに差をつけるというものではない。

なお、この条例原案に対するパブリックコメントとしては8件の意見を頂いており、それらを参考として、町として提案する最終案を決めていく。

### 町民の関心・町民参加について

Q：この条例原案は、広報誌では概要があったが、条文全文などは町内全てに配布されているものか。

また、町民参加を強く謳っているが、これまでの説明会の町民参加はどんな状況か。合併問題を議論していた頃から町政に対する関心はあるが、広報誌等を見ると各種委員会や審議会の傍聴者はゼロが続いている様子。

A：条例原案は、町民の方に配布しておらず、これまでは各団体への説明を行ってきたところ。今後広報誌等でお知らせしていきたい。

また、町民参加についてはこれまでの説明会でも御意見が多い。各団体への説明会は、分野に分けて開催し、延べ81名の参加を頂いた。昨日の町民意見交換会は昼夜に各3名が参加。町としては町民参加の関心を高めるために悩んでいるのが実態。新聞折込チラシ、新聞報道、広報誌などご案内しているが、なかなかご参加頂けないこともある。町内会への周知依頼はご批判を頂くこともあり、広報誌は読んでもらえない方もいると思う。合併議論の際には350名程度お集まり頂いたこともあるが、自立が決まってからは多くはない。今後も町民参加の拡充に向けて努力していきたい。

Q：意見交換会への参加人数は、本日を含めても少ない。これをもって「町民に説明した」と大見栄を切るようなことはしないでほしい。

A：説明会や意見交換会を開催したからよいとは考えていない。まちづくり参加条例の中でも「町民参加によって町の責任が軽減されるとは考えない」としている。これで『町民の理解を得られた』とは考えない。

### 情報公開について

Q：情報公開について規定しているが、町の対応に矛盾を感じたことがある。敬老会事業で70歳以上に1,000円を補助するものがあるが、その一方で、町は個人情報保護の関係から該当者の名前を教えてくれず町内会として苦慮している。

町内会が行政区という位置づけでなくなってから、転入転出の情報が入ってこない。個人の生年月日や家族構成までを求めるつもりはないが、行政から押し付けられても対応できず、せめて対象者の名字だけでも分かるようになれば。

A：これまでも同様の意見を頂いたことがあり顧問弁護士や専門家にも聞いたところ、仮に、生年月日を無断で教えたとなると、訴訟では敗訴となるとのこと。なんとか工夫したいが、町内会としてお調べ頂くしかないのが現状であり、御理解頂きたい。

トラブルもあり、町としては対応できない状況。どこの自治体も同様だと思う。住民基本台帳は届出すれば閲覧できるが、名簿業者等に悪用されることから、国としても近い将来改正する動きを見せている。

### 都市計画税について

Q：都市計画税は、下水を強調しているように感じるが、上水道から出て下水に流れるのだから、両者をセットで考えるものではないのか。

A：上水道は事業会計、いわば独立採算であり、上水・下水は別々の会計で処理されているもの。下水はこれまでの投資に非常にお金がかかっており、賦課が決まれば充当していくこととしている。